

令和5年度健康保険委員研修会 Q&A

NO	質問内容(参加者様からの質問を原文掲載)	回答内容
1	<p>特にメンタルヘルス講座が大変参考になりました。 これは社員全員に見せたいのですがこの録画や見れる所があるでしょうか？ よろしくをお願いします。</p>	<p>協会けんぽ広島支部のメールマガジンにご登録いただいている健康保険委員様宛に、本研修会のアーカイブ配信(YouTube)をご案内しておりました。 配信期間は、令和6年3月11日から3月31日まででしたが、視聴回数等を考慮に入れ、今後の配信を検討します。</p>
2	<p>社員に運動習慣をつけさせるためには会社としてどのような取組が有効か</p>	<p>○有効となりうる手段は個人ごとで異なり、一概にお示しすることが難しいため、実際の取組例のご紹介とします。 ・会社の方針として、「これをやる」と決めて継続する方法 →朝礼時や昼食後など、時間帯を決めてラジオ体操を実施する。 ・経営陣や管理職等が率先して社員ヘリフレッシュを推奨する方法 →ぶら下がり健康器等の健康づくりのためのグッズを職場内に設置する。 ・参加者を募り、徐々に参加の輪を広げていく方法 →無料の歩数計アプリを推奨する。</p> <p>導入に費用の問題もあるため、参考としていただければ幸いです。</p> <p>また、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーされている事業所様の健康づくり好事例もご紹介しております。是非、他社様の事例を参考にしてください。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/hiroshima/kenkoudukuri/2024030802.pdf (第2版) https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/hiroshima/kenkoudukuri/2022042505.pdf (第3版) https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/hiroshima/kenkoudukuri/2024012311.pdf (第4版)</p>
3	<p>オンラインセミナーの時間を午後からだけではなく、午前と午後のどちらかを選べるようにしてほしいです</p>	<p>令和6年度の健康保険委員研修会は、午前と午後の時間帯を選択できるよう検討します。</p>
4	<p>楠原壘罐詰工業様の取り組みについて 健康保険未加入のパートタイマー労働者の場合の健診費用、がん検診の補助も補助をしているのでしょうか。</p>	<p>○楠原様より回答いただきました内容をお答えします。 ご本人が希望している場合は、正社員の方と同じように費用補助しています。</p>

令和5年度健康保険委員研修会 Q&A

NO	質問内容(参加者様からの質問を原文掲載)	回答内容
5	<p>健康経営。大変勉強になりました。 会社でのメンタルヘルスケア検定費用や、 がん検診や腰痛対策などでの物品など、 対策を取り組んでいこうとした時に生じる会社負担分について、補助金や助成金等あるの でしたら教えていただきたいです。</p>	<p>○検定や物品の費用補助等は今のところありませんが、協会けんぽ広島支部では、健診の費用補助や無料の健康づくり講座を行っています。 ・35歳以上の被保険者への生活習慣病予防健診(胃がん、肺がん、大腸がんを含む)、40歳以上の被扶養者への特定健診に対し費用補助を行っています。 ・40歳以上かつ偶数年齢の女性の被保険者(希望者のみ)には、乳がん検診の費用補助を、20歳以上かつ偶数年齢の女性の被保険者(希望者のみ)には、子宮頸がん検診の費用補助を行っています。 ・ひろしま企業健康宣言事業所を対象に無料で「健康づくり講座」を開催しています。令和5年度は、①女性の健康課題、②生活習慣病予防、③禁煙、④メンタルヘルス、⑤運動(ヨガ・ストレッチ、肩こり・腰痛予防)をテーマに協会けんぽ広島支部の委託業者が無料で 行っています(令和6年度も実施予定です。)</p>
6	<p>会社が健康対策に関して取り組みやすい環境にするには、どのような働きかけをする会社 全体が取り組みやすいでしょうか。 今回の楠原塩罐詰工業様の取り組み報告担当者様は、経営者側の方と推測されます。 経営者側でない社員が取り組みをスムーズに行うよい方法を教えてください。</p>	<p>○従業員の健康づくりを投資と捉える経営方針となるため、「事業主＝トップの方がいかにこの経営方針を推進するか。」これが会社全体での推進には必要です。 ・事業主に協会けんぽ広島支部から届く「ヘルスケア通信簿」や「ひろしま企業健康宣言好事例集」等をご覧いただき、健康経営を推進することに理解を得ることから始めてみるのはいかがでしょうか。 ○社員の方の取り組み方の一例としてご紹介します。 ・何人かの社員でグループ分けをし、各グループの意見として健康づくりに関する案を出してもらい、可能な取り組みを実現することはいかがでしょうか。社員目線での取り組みを発案することから、スムーズな導入になる可能性があります。</p>
7	<p>研修は双方向でなく、主催側一方方向からの配信形式の開催で今後も開催されるのですか？</p>	<p>オンラインでの研修会の場合、今のところ同様の開催方式を予定しています。</p>
8	<p>病気の予防・健康づくりに関心のない社員への働きかけが難しいと日々感じています。字 を読むのも面倒くさいという社員にどう対処すればよいでしょうか。いい事例、対応策があればヒントをいただきたいです。</p>	<p>○健康づくりに関することを習慣づけることが大切です。 ・社内での研修や定期的な会合などで、健康づくりに関して、「お互いに話をしてみる」ということから始め、健康づくりについて話すこと・考えることを習慣とさせ、興味を持ってもらうことにつなげてみてはいかがでしょうか。</p>
9	<p>・ネガティブにものごとをとらえる方をポジティブに変えてあげられるテクニック/事例をご紹介いただけませんか？ ⇒ものごとをネガティブにとらえている人/それが原因でメンタル疾患を患った方にポジティブにものごとをとらえるよう提案していると、ネガティブ度合いが加速するケースがあります。どんな切り口/どんな話題をすると心を開いていただけるか参考となる事例が紹介いただけたらありがたいです。今は、見守ったり、意見を肯定したりすることを継続しています。その結果、私に対する気持ちはポジティブになられたと感じていますが、意見/価値観の異なる人への態度に変化が感じられず、何か良い方法はないかとお伺いしています。</p>	<p>○高畑様より回答いただきました内容をお答えします。 ・「おそらく、すぐにネガティブに考えてしまう傾向にある方と思われます。そう考えてしまったときに、まずは自分がネガティブに考えていることを意識します。それから、全く反対の考え方(ポジティブな考え方)を無理矢理にでも受け入れてみます。「そう受け入れるにはどう理解すればよいか?」「本当にネガティブな考えでよいのだろうか?」と自問自答してみてもいいでしょうか?</p>

令和5年度健康保険委員研修会 Q&A

NO	質問内容(参加者様からの質問を原文掲載)	回答内容
10	保険証廃止後の事についてなるべく早く情報をください	<p>現状(令和6年3月18日現在)、協会けんぽでは、「マイナ保険証を1度使ってみませんか?」と銘打ち広報を行っています(下記URLをご参照ください)。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukakunin/</p> <p>その他、詳細が決まり次第、ホームページや広報誌、メルマガなどあらゆる手段で広報をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
11	マイナ保険証利用中、転職などで資格喪失した場合で新しい保険者の登録開始前に病院を受診したらどうなりますか?	<p>患者がマイナンバーカード又は健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けていない場合であってマイナンバーカードによる資格確認を行うことができない場合、新しい健康保険証の交付を受けていない場合の現行の取扱いと同様に、医療機関等は、患者に対して、医療費の全額(10割)を請求することを基本とします。 https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001120087.pdf (出典:厚生労働省事務連絡 保発0710第1号)</p> <p>医療機関等で医療費の全額(10割)をご負担された場合、その時に加入されていた保険者に対し、保険負担の請求をお願いします。</p> <p>～～マイナポータル上で健康保険の登録情報の確認をお願いします。～～ STEP1_マイナポータルにログインします。 STEP2_ログイン後、画面下部の「注目情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。 STEP3_健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。</p>
12	協会けんぽから各個人へ届く「受診勧奨の案内」の基準を公開して欲しいです。	<p>受診勧奨は、血圧・血糖・脂質で要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できなかった方に対して行っております。 基準についての詳細は協会けんぽホームページをご覧ください。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat405/sbb4052/info251031/</p>
13	マイナンバーでの保険証対応に代わると、健康診断時の保険証の番号等を連絡する際はどのように変更になりますか?	<p>健康保険証が廃止された後の詳細な手続きについては、現在検討中です。 健康保険証の廃止が迫る中、ご心配をおかけし申し訳ありません。 詳細が決まり次第、ホームページや広報誌、メルマガなどあらゆる手段で広報をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

令和5年度健康保険委員研修会 Q&A

NO	質問内容(参加者様からの質問を原文掲載)	回答内容
14	健診当日に保健指導を受けられるということですが、高血圧やメタボ等、指導の対象となる項目の数値が出るのは健診の当日ではなく後日だと思うのですが、どうしてその健診の日に指導も受けられるのか、ご回答をお願いします。	健診機関の設備により、健診当日に全ての検査結果が出る機関とそうでない機関とに分かれます。全ての検査結果が出ない機関においては、健診当日に判明する情報(血圧や腹囲など)で保健指導対象となる方のみを実施対象としております。
15	特定健康相談実施の推奨方法 業務優先で健康相談の案内をしているが実施につながらない	<p>特定保健指導実施の推奨方法として、回答させていただきます。</p> <p>社員様への特定保健指導利用勧奨につきまして、ご尽力いただきありがとうございます。他事業所様の事例からしますと、「事業所様主導で進めること」により、多くの社員様にご利用いただいているケースが多く見受けられます。社員様におかれましては、事業所様としても社員様の健康管理が大切であること等をご理解いただき、業務の一環として受けていただくよう実施を推奨することが多くの社員様のご利用につながるものと考えられます。また、健診機関によっては健診当日に特定保健指導の実施が可能な機関もございますので、そういった健診機関をご利用されることもご検討いただければ幸いです。</p>
16	生活習慣病予防健診について詳しく知りたい(従来の健康診断よりコストダウンができるかどうか、時間はどのくらいかかるのか等)。	<p>「従来の健康診断」が労働安全衛生法に基づく定期健康診断の一般健診としてお答えします。</p> <p>生活習慣病予防健診に要する時間は1時間程度です。(当日の健診機関の混雑状況等によって変わります。)</p> <p>費用については受診者一人当たり最大5,282円(バリウムを胃カメラに変更する等のオプションを除く)となっているので、多くの場合、労働安全衛生法に基づく定期健診よりも安価になると考えます。</p> <p>生活習慣病予防健診の詳細については協会けんぽホームページをご覧ください。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/cat040/kenshinonin/ (広島支部健診案内)</p>

令和5年度健康保険委員研修会 Q&A

NO	質問内容(参加者様からの質問を原文掲載)	回答内容
17	<p>基本の検診しかしたことがなく生活習慣予防健診の受け方の流れがいまいちつかめていない。 助成金の仕組みがわからない</p>	<p>・「基本の検診」が労働安全衛生法に基づく定期健康診断の一般健診としてお答えします。 ・「助成金」は生活習慣病予防健診実施時の協会けんぽからの費用補助としてお答えします。</p> <p>生活習慣病予防健診の受診の仕方は以下の通りです。 ①生活習慣病予防健診の実施機関に予約をする。 ②健診実施機関から問診票等が送られてくる。 ③ ②で送られてきた問診票等必要なものや健康保険証・健診費用(自己負担金)を持って予約の日を受診する。 協会けんぽに対し手続きは必要ありませんので、簡単に受診していただけます。</p> <p>生活習慣病予防健診実施時の協会けんぽからの費用補助は、健診機関において健診費用の全体からあらかじめ差し引かれています。費用補助の申請の手続き等は必要ありません。</p> <p>生活習慣病予防健診の詳細については協会けんぽホームページをご覧ください。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/cat040/kenshinonin/ (広島支部健診案内)</p>
18	<p>傷病手当金について10月分から毎月申請を行っていますが12月分が未着のため先に届いた1月分を申請してよいでしょうか。12月分を待つて1月分と共に申請した方がよいでしょうか。</p>	<p>すでに令和5年11月分までの申請を行っており、支給決定済みの傷病手当金と同一傷病で申請する場合は、先に令和6年1月分を申請いただくことは可能です。 なお、以下の場合には必ず12月分を待つて1月分と共に申請してください。</p> <p>①資格喪失後の期間を申請する場合 ②従前(11月まで)の傷病名と12月以降の傷病名が異なる場合</p> <p>ご不明な点がございましたら、当協会広島支部(082-568-1011)までお気軽にお電話ください。</p>